

隠岐の島町那久地区農業近代化施設指定管理者募集要項

1 施設の概要

- (1) 設置目的 隠岐の島町の農業の振興に資することを目的とする。

〔那久地区穀類乾燥調製施設〕

- (1) 住 所 隠岐の島町那久 586 番地 10
- (2) 施設規模 軽量鉄骨スレート葺 面積 229 m²
- (3) 設置時期 平成 7 年 8 月
- (4) 施設内容 荷受ホッパー、粗選機、計量機、乾燥機、調整タンク、粳摺機、粒選別機、出荷計量機、粳殻庫、事務操作室、便所、エアコン

〔農産物保管庫〕

- (1) 住 所 隠岐の島町那久 586 番地 10
- (2) 施設規模 スレート葺 面積 29 m²
- (3) 設置時期 平成 7 年 8 月
- (4) 施設内容 農産物保管庫

2 管理の基準

- (1) 共用時間

終日

- (2) 供用日

年中無休

ただし、指定管理者は必要があると認められるときは、町長の承認を得て供用日を変更することができます。

- (3) 施設の利用の許可及び制限に関する事項

①隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例（平成 16 年隠岐の島町条例第 134 号。以下「条例」という。）第 4 条各号に定める場合は利用を許可しないことができます。

②条例第 5 条各号に該当する場合は、利用の許可を取り消すことができます。

- (4) 隠岐の島町情報公開条例の適用について

指定管理者は、隠岐の島町情報公開条例（令和 8 年隠岐の島町条例第 2 号）第 33 条の規定に基づき、情報公開の努力義務を負います。また、指定管理者に指定された後で隠岐の島町と締結する協定書において、隠岐の島町から管理業務に関する文書等の提出の求めがあった場合には、これに応じなければならない義務を負います。

- (5) 個人情報保護について

指定管理者は、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の適正管理に関して個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき徹底した個人情報の保護に努める義務を負います。

(6) 利用料金

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 の規定に基づく「利用料金制」を採用します。

利用料金制度とは、自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とすることができ
る制度です。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになりますの
で、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

3 業務の範囲

隠岐の島町農業近代化施設設置及び管理条例第 6 条に規定する以下の業務

- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の収受に関する業務
- (4) その他前各号に掲げる業務に付随した業務

4 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

ただし、法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、当該公の施設の管理の適正を期するために町が行
う必要な指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当
でないと認めるときは、指定を取消し、又は、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる
場合があります。

5 指定管理業務に関する経費等

隠岐の島町は、指定管理業務実施の対価としての指定管理料は支払いません。

また、修繕に係る経費は原則指定管理者の負担とします。

6 申請の資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。）
- (2) 隠岐の島町内に事業所を置く又は置こうとする者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 に規定するものに該当しない者である
こと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規程に基づ
き公正又は再生手続きをしていない者であること。
- (5) 隠岐の島町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札におい
て、指名保留又は指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 隠岐の島町税について滞納がない者であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2
号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴
力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

7 申請の手続

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書（隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年隠岐の島町規則第 28 号））に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に町長に提出してください。

- （１）施設の管理運営に関する事業計画書
- （２）施設の管理運営に関する収支予算書
- （３）定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては収支決算書等）
- （４）当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外の団体にあつては収支決算書等）
- （５）隠岐の島町税について、滞納がない旨の証明書
- （６）提出部数 正本 1 部 副本（写し）7 部
- （７）提出場所 隠岐の島町 農林水産課
- （８）提出方法 持参
- （９）提出期限 令和 8 年 10 月 2 日（金）午後 5 時までとします。
- （10）申請にあたっての留意事項
 - ①提出された書類は、返却しません。
 - ②必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
 - ③申請にかかる経費は、全て申請者の負担とします。

8 仕様書の配布

- （１）配布期間
令和 8 年 9 月 4 日（金）から令和 8 年 10 月 1 日（木）までの毎日、午前 9 時から午後 5 時までとします。
- （２）配布場所
隠岐の島町 農林水産課

9 現地説明会

- （１）開催日時 令和 8 年 9 月 28 日（月）午前 10 時 00 分から午前 10 時 30 分
- （２）開催場所 那久地区穀類乾燥調整施設
- （３）内容
 - ア 募集要項及び仕様書の説明
 - イ 施設見学
- （４）参加申し込み方法
現地説明会参加申込書（様式第 2 号）に必要事項を記入し令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時までに、申し込んでください。（1 団体の出席者は 3 名までとします。）

10 指定管理者の候補者の選定基準

- （１）審査の方法
指定管理者の候補者の選定にあたっては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手

続きに関する条例第4条、及び施行規則第6条の規定に基づき、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、下記の点を基準として総合的に判断します。

- ①当該施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④前3号に掲げるもののほか、町長等が当該施設の性質等に応じて別に定める基準。

(2) 審査の内容

①応募の書類の確認

各団体からの提出書類については、農林水産課で確認します。

②審査方法

提出された書類を基に、選定委員会において評価の協議を行います。

③面接審査

選定委員会による面接審査を行います。

④審査結果の通知及び公表

審査の結果は、応募団体に郵送で通知します。選定後、審査内容の概要を公表します。

1 1 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年9月4日(金)から令和8年9月25日(金)まで
- (2) 受付方法 質問票(様式第1号)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
- (3) 回答方法 1週間以内にFAX又は電子メールで送付します。(質問内容によっては1週間以上かかる場合があります。)

1 2 問い合わせ先

〒685-8585

住 所 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

担 当 課 隠岐の島町農林水産課

電話番号 08512-2-8563 (直通) 2-2111 (代表)

F A X 08512-2-2460

E-mail nourin@town.okinoshima.shimane.jp